

令和7年度事業計画書

基本方針

令和6年は、昨年に続き史上最も暑い夏となり、熱中症、豪雨等の気象災害、更に農林水産業への影響など温暖化の危機が一層顕在化した。プラスチックに代表される資源循環問題やネイチャーポジティブなど生物多様性の確保も大きな課題となっている。経済・社会では、国際的な紛争を背景として、資源確保への懸念や物価の高騰が継続した。

環境政策面では、令和6年度は、環境基本計画、循環型社会形成基本計画、環境教育等の推進に関する基本的な方針など国の主要な基本計画等が改訂され、今後の方向性及び具体の対策の内容が示された。民間セクターにおいても、脱炭素、資源循環、情報開示、サプライチェーン対応などの取組が引き続き活発に進められている。

また、公益法人認定法が改正され、収支相償の柔軟化が行われる一方、一層の情報開示等が求められることとなり、令和7年4月からの施行が予定されている。

日本環境協会は昭和52年の発足以来、その時代々々に即した環境情報の普及・環境活動の推進のためのソフト事業を展開してきた。現在は、持続可能な社会の建設という社会ニーズに合致する事業展開として、持続可能な生産と消費に貢献する環境ラベリング事業やグリーン購入推進事業、未来の持続可能な社会を担う子どもたちを育てていく環境教育事業を基幹業務として行っている。現下の環境保全の課題を踏まえ、令和7年度については、以下を基本方針とする。

- 環境ラベリング事業、グリーン購入事業、環境教育事業のそれぞれにおいて、SDGsの推進、環境基本計画等に盛り込まれた脱炭素やプラスチック資源循環等の政策課題、また、資源循環の認証やサプライチェーン対応などの企業のニーズに対応し、様々な主体の環境保全推進に資する取組を進める。
- ステークホルダーや関係団体との一層のコミュニケーションや連携を進め、協働によるシナジー効果の発揮に努める。
- 中期計画（令和3～7年度）の最終年として5年間の取組を確認するとともに、次期の計画、更に協会の今後の事業展開についての検討を進める。

事業の実施に当たっては、リソースの制約を踏まえ成果が上がるようより一層、効率化・重点化に努める。

第1 環境ラベリング事業

エコマークは、製品のライフサイクル全体を考慮した認定基準と第三者による厳格な審査を特長とする日本で唯一のタイプ I 環境ラベル（ISO14024 準拠）であり、環境ラベルの中でも高い認知度（80%超）を有する。近年、海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証等の国際協力も急拡大しており、我が国の環境物品等の国際市場への円滑な進出にも寄与している。エコマークが消費者の商品選択や経済及び技術のイノベーションに広く利・活用されることを目指し、エコマークの価値の向上及び国際協力の推進に取り組む。

第五次循環型社会形成推進基本計画（2024 年 8 月 2 日閣議決定）において循環経済への移行が「国家戦略として取り組むべき重要な政策課題」と位置づけられ、資源循環と経済の両立を目指す資源循環経済政策の下でリサイクル製品の市場が急拡大するなか、信頼性の高いラベリングとして市場を下支えする役割がエコマークに求められている。このような状況に対応し、令和 7 年度は、①再生／バイオマスプラスチックならびにケミカルリサイクルによる廃プラスチック等の循環の拡大に資する商品類型化、②プラスチック資源循環に係る認証の展開、③EC サイト連携（サービス分野を含む）の認知度向上、④認証サービスの品質向上、⑤欧州の最新動向の調査と影響・対応の検討を重点分野として取り組む。

また、エコマークは、2023 年 3 月、ISO14024 タイプ I 環境ラベルの認証機関として、その認証能力が ISO/IEC 17065「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」を満たすとして認定された。引き続き、エコマーク商品・サービスの監査及び基準適合試験などにより、信頼性の維持・強化に努める。

1 エコマーク事業

（1）認定基準の策定

ア 新規商品類型の策定、既存商品類型の見直し

プラスチックについては、再生／バイオマスプラスチックならびにケミカルリサイクルによる廃プラスチック等の循環により、プラスチック原料の製造過程で新規投入される化石資源由来のナフサ等の削減や、ライフサイクル全体の CO₂ 排出量の削減に繋がることが期待されている。このため令和 7 年度も引き続き、プラスチック資源循環の拡大に資する商品類型化に重点的に取り組む。また、サービス分野は日本の GDP の約 7 割を占め、消費者の行動変容にもインパクトが大きい。近年、エコマークでは「小売店舗」、「ホテル・旅館」等の施設型サービスの認定施設数が伸長しているため、これら分野の一層の拡大に取り組む。

<主な新規類型化・見直し>

- ・循環型ケミカルリサイクル（第2期¹）
- ・土木製品（適用範囲の拡大）
- ・使用済紙おむつを再生利用した製品
- ・空港ラウンジ
- ・既存商品類型（繊維製品、日用品等）へのマスバランス方式の導入

※企画戦略委員会で選定された案件から順次着手（4～6テーマ／年）。

イ プラスチック資源循環に係る認証の展開

政府の「資源自立経済戦略」のうち、とりわけ再生材の利用拡大において信頼性確保の面で貢献していくため、再生材の確からしさをサイト単位（原料供給、樹脂製造、成型加工、ブランドオーナー等）で検証する仕組みを検討する。産業界（業界団体等）や政府、有識者等とも連携して制度設計を進めることとし、令和7年度内の具体化を目指す。

また、現行商品類型No.118「プラスチック製品 Version2」の認定対象となっていない樹脂ペレット等の原材料をエコマーク商品として認証できるよう、既存商品類型や表示ルールの見直しを検討する。

（2）広報・宣伝活動の推進

ア 事業者への情報提供の強化

a. サービス分野の認知度向上のためのプロモーション

令和6年年9月にエコマークのホテル・旅館の認証が Travalyst²の「信頼性の高い宿泊施設のサステナビリティ認証制度のリスト」に掲載されたことを受け、令和7年度は、旅行予約サイト等にエコマーク認証が表示されるように働きかけを進める。

b. 事業者の認知・取得促進のためのセミナー開催・業界フェアへの出展

令和7年度は、土木・建築や、サービス分野（清掃サービスなど）、プラスチック製容器包装、サービス分野の認定施設で採用される物品の製造メーカー等にエコマークの認知・取得促進を図るため、5回程度／年を目途にオンラインセミナーを開

¹ 第1期は、「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品」の認定基準を制定。第2期は、第1期の認定対象である化学製品（基礎化学品原料）を使用したプラスチック等の原料、中間資材等を認定する基準を検討。

² 旅行予約サイトや旅行業界における IT ソリューションを提供する世界的企業である Amadeus、Booking.com、Expedia Group、Google、Mastercard、Sabre、Skyscanner、Travelport、Trip.com Group、Tripadvisor、Visa が参画している非営利のグローバルパートナーシップ。2019年にサセックス公爵ハリー王子によって設立された。Booking.com 及び Google に掲載されるホテル・旅館の個別ページでは、このリストに掲載されたサステナビリティ認証が表示できるようになっている。

催する。また、関連する業界フェア（ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO、JAPAN PACK、サステナブルマテリアル展など）に出展する。出展に当たっては、相乗効果を生みだすため認定取得促進セミナーを併設開催する。

c. 認証サービスの品質向上

令和 5 年 9 月に運用を開始した電子申請システムは、ブラウザ上で新規申請(エコマーク商品認定審査)や追加変更申請、WEB 掲載情報等の変更手続きが行えるほか、過去の申請内容をクラウド上で一元管理できるなど、認定取得事業者にとって高い利便性を備えている。令和 7 年度は、この電子申請システムのプロモーションを強化することにより利用率をさらに高めるほか、ウェブサイト導線や申請様式を見やすく分かり易い内容に刷新する。

また、顧客満足度調査の実施などを通じて、当協会が提供する認証サービスに対する要望等を把握し、ISO/IEC17065 のマネジメントシステムの PDCA による継続的な改善にも努める。

さらに、定期的に送信している「エコマーク広報」に加え、新たにエコマーク事業の年次活動報告を作成し、認定取得事業者など関係者へ送付する。

イ 消費者、自治体への情報提供の強化

a. 新ブランドコンセプト “Try ecologue.” の展開

消費者に対しエコマークの統一かつ一貫したブランドイメージを浸透させ、もってエコマーク認定商品／サービスのイメージ向上に資するため、新ブランドコンセプト “Try ecologue.” を核としたリブランディング戦略を展開する。令和 7 年度には、使用シーンやレイアウトデザインなどを例示したエコマークロゴ使用のガイドブックを作成・公開などを進める。

b. SNS 等のオンラインツールを通じた消費者とのコミュニケーション強化

既存のメールマガジンやウェブサイトに加え、外部 SNS 及びニュース発信ツール等を活用した消費者への情報発信を強化する。

c. エコマーク商品情報データの活用拡大

エコマークは、11 の通販サイトとエコマーク認定商品の JAN コードデータを介したデータ連携を行っており、令和 6 年 10 月に Amazon.co.jp および法人・個人事業主向け EC「Amazon ビジネス」が開始した「Climate Pledge Friendly（クライメイト・プレッジ・フレンドリー）」³においても、エコマークが提供している JAN コードデータが活用されている。また、前記（2）ア a. の Travalyst の「信頼性の

³ <https://www.aboutamazon.jp/news/sustainability/amazon-japan-launches-climate-pledge-friendly-program>

高い宿泊施設のサステナビリティ認証制度のリスト」でも、エコマーク事務局が認定施設の情報を定期的にアップロードすることにより、旅行予約サイトに掲載されているホテル・旅館の ID と、エコマーク認定情報とのマッチングが行われている。

令和 7 年度は、まだ連携していない通販サイトや旅行予約サイトに参加を呼びかけるとともに、認定取得事業者のご協力のもと、JAN コードデータの登録数の増加に努める。

d. 公共調達におけるエコマーク活用の推進

エコマーク認定基準は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の「判断の基準」と上位互換の関係になるように設定しており、同法に基づく調達の参考として活用できるようになっている。特に、国等が重点的に調達を推進する「特定調達品目」22 分野 288 品目のうち、12 分野 115 品目（文具類、オフィス家具等、プラスチック製ごみ袋など）については、「判断の基準」に「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が併記されている。公共調達におけるエコマーク活用が拡大するよう、グリーン購入ネットワーク（GPN）等と連携し、地方公共団体の調達担当者向けにエコマークの活用方法を説明するオンラインセミナーを開催する。

ウ ステークホルダーとのコミュニケーション強化

a. 「エコマークアワード」の実施

平成 22 年度より実施している表彰制度「エコマークアワード」については、公募開始時及び受賞者決定後のマスメディア広報を強化し、本表彰の社会的認知度のさらなる向上を目指す。

b. 多様な主体との連携・協働による情報発信

認定取得事業者やマスメディア、事業者、自治体、団体（消費者センター、GPN、こどもエコクラブ等）と連携・協働して、環境フェア・イベント（「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」など）参加や大阪 ATC グリーンエコプラザ内の常設展示「エコマークゾーン」等により、エコマークの普及のための情報発信を進める。

（3）信頼性の堅持

ア 認定後の監査、報告徴収による再評価

エコマーク商品が継続的に認定基準に適合していることを確認するため、認定から一定期間が経過したエコマーク認定商品・サービスに対し、地域（海外製造を含む）や重点分野、公正性などを考慮したサンプリングによる現地監査（オンライン監査も併用）及び書面による報告徴収を行い、基準適合状況の再評価を行ってきている（令和 6 年度は現地監査 51 社、報告徴収 120 社を実施）。令和 7 年度は、報

告徴収の実施スキーム見直しと効率化により、報告徴収の実施件数を約 180 社／年程度に引き上げるほか、これまで認定取得事業者からの定期報告により基準適合状況を確認していたサービス系の商品類型についても、報告徴収に統合する。また、監査・再評価で認定取得事業者と直にコミュニケーションを取る機会を活用して、マーク表示、認定基準などへの理解を深め、基準逸脱等の未然防止と認定取得事業者のガバナンス向上を支援する。

さらに、民間事業者等が開発中のブロックチェーン技術を活用したプラットフォームについて、製品認定や監査で原材料のトレーサビリティの確認に活用できる可能性があることから、引き続き情報収集を進める。

イ 試験による基準適合の確認

エコマーク認定商品を市場から抜き取り購入し、基準適合試験を実施して認定基準への適合を確認する。該当事業者へ結果を通知することにより、認定取得事業者とのコミュニケーション推進及び認定商品・サービスの適切な製造販売・提供に役立てる。また、再生材料の含有を識別する試験方法など、現時点で確立されていない新たな試験方法の採用についても検討を進める。

ア及びイの結果をウェブサイトで周知することにより、基準逸脱を抑止し、エコマークへの信頼性の堅持につなげる。

2 環境ラベリングに係る国際協力

日本のエコマークと、海外の環境ラベルやグリーン公共調達との整合を図ることは、世界におけるエコマークの価値を高めるとともに、日本の優れた環境配慮型製品の国際展開にもつながる。令和 7 年度は、共通基準の拡充等の相互認証の深化、途上国への基準策定支援、日本エコマークを海外のグリーン公共調達の対象ラベルとなるようにすること等を戦略的に進める。

(1) 海外環境ラベルとエコマークの相互認証の推進

ア 日中韓三カ国環境ラベル機関の相互認証

環境省の推進する日本、中国、韓国の 3 カ国の政府間の取組である「日中韓環境ビジネス円卓会議 (TREB)」の下、平成 17 年度より 3 カ国間の相互認証の推進に取り組み、これまでに 16 品目について共通基準を策定した。

令和 7 年度は、平成 20 年に 3 カ国の共通基準を策定した「パーソナルコンピュータ」について、各国の最新の認定基準を踏まえた共通基準の再設定を行う。

イ その他の環境ラベル機関との相互認証

エコマークは、現在、15 カ国・11 機関の海外環境ラベル機関（北欧 5 カ国、韓国、中国、ニュージーランド、タイ、台湾、北米（カナダ）、ドイツ、香港、シンガポール、スリランカ）と相互認証協定を締結している。

令和 7 年度は、令和 5 年に相互認証協定を締結した National Cleaner Production Centre Sri Lanka(NCPC SL)が運営するタイプ I 環境ラベル「エコラベル スリランカ」との間で、最初の共通基準として「画像機器」の策定を進める。

このほか、昨年度に開始した台湾グリーンマーク（タイプ I）との日本での現地監査の代行業務に続き、相互認証協定を結んでいる国について、現地監査の代行等の相互認証の提携範囲の拡大の協議を行う。

（2）国際的な動向への対応

欧州委員会が令和 5 年 3 月に発表し、令和 7 年中の採択が予定されている「グリーン訴求指令案」は、環境主張を行う場合の科学的根拠や外部機関による検証、環境ラベルの透明性や実施主体の条件等を定めるものである。また、令和 5 年 10 月に EU 理事会と欧州議会にて暫定合意された「不公正取引慣行指令」は、「エコ」や「グリーン」等の曖昧な環境表現を禁止するとともに、公的機関による第三者認証の持続可能性ラベル以外は認めない方向性を示している。上記 2 つの指令は、EU 市場をビジネス機会とする日本事業者はもとより、日本国内における環境主張の在り方にも影響を及ぼすことが予想される。このため令和 7 年度も、引き続き、上記指令の関連情報の収集を進め、エコマーク認定取得事業者を含む産業界等に情報共有していくとともに、必要に応じて、政府機関と連携した取組みやエコマークが上記指令に対応するための所要の準備を進める。

（3）国際機関等との協働

ア 世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)

ドイツ、北欧 5 カ国、中国、韓国、北米等の世界 50 以上の国・地域、38 機関のタイプ I 環境ラベル運営団体で構成する GEN の役員会メンバーとして、GEN の会議等の活動に参画する。

イ 国連環境計画(UNEP)

UNEP が主導する「国連持続可能な消費と生産 10 年計画枠組み（10YFP）」が採択している 6 つのプログラムの一つである、適切な環境情報をいかに効果的に消費者に伝達するかを目的とした「コンシューマインフォメーションプログラム（CIP）」WG2 に、アジア・オセアニア担当責任者として参加する。

ウ 環境ラベル、グリーン公共調達分野での途上国支援

国やドイツ国際協力公社（GIZ）の請負事業も活用し、日本のエコマークやグリーン公共調達についての海外への情報発信、海外の環境ラベル及びグリーン公共調達におけるエコマーク活用の働きかけ、基準策定等の途上国支援を進める。

第2 グリーン購入の促進

1 グリーン購入の地方公共団体への普及・拡大

国の請負事業の受託を含め、国等と連携して、地方公共団体のグリーン購入や環境配慮契約の取組みを支援する。

令和7年度も、全国の地方公共団体の取組み実態調査を行うとともに、取組みをやめた団体や取り組む予定のない団体に対して、都道府県等とも連携しながら、内部の合意形成を促したり、取組みの負担を軽減する方策を提案したりするなどにより、グリーン購入や環境配慮契約の実践を促す。個別の地方公共団体の支援においては、外部団体（エコアクション21、環境カウンセラー等）との連携などによる支援体制の拡充を検討する。

ゼロカーボンシティを宣言した地方公共団体の多くでは、温暖化対策実行計画の改定に合わせて、グリーン購入や環境配慮契約の取組をさらに推進しようとする動きがみられる。このため支援に際しては、温暖化対策として効果の大きい品目（空調や照明、OA機器等）のグリーン購入の実践方法を示すとともに、環境配慮契約法の普及啓発により再生可能エネルギー電力の比率の高い電力の調達の推進に取り組む。

グリーン購入ネットワーク（GPN）事業としてのセミナー、地方公共団体ランキング等も引き続き行う。

2 持続可能な調達の推進

GPNの事務局業務を受託し、以下の事業を中心に、企業の持続可能な調達の推進に向けて取り組む。

GPNが昨年度改定した「持続可能な調達アクションプログラム評価チェックリスト」は、自社の環境面・社会面の取組みのセルフチェックや取引先の取組状況の調査に活用できるツールである。令和7年度は、GPNのネットワークを活用し、評価チェックリストの活用を会員企業に促すとともに、ESGの観点から、地元の中小企業の取組みの支援や評価を行っている地方銀行や信用金庫等との連携を検討する。

グリーン購入大賞は、「持続可能な調達」を通じたグリーン市場の拡大に貢献した取組やSDGsの目標達成に寄与する取組を表彰している。令和7年度は第26回を実施し、優秀事例を発掘する。

カーボンニュートラルやネイチャーポジティブ、分かりやすく正確な環境主張のあり方など、時宜を得たテーマを幅広く取り上げてセミナーを開催する。また、GPNに

参加する企業や地方公共団体、有識者等を共通の課題やニーズに応じてつなぐ等マッチング企画も行い、ネットワークの活用と拡大に努める。

その他、調達者向けに情報提供を行う「エコ商品ねっと」をはじめ、製品・サービスの環境情報を掲載するウェブサイトを活用し、最新情報を提供する。

実施にあたっては、エコマークやこどもエコクラブ等の協会内のリソースを活用しながら、企業や地方公共団体、NPO や NGO 等と連携し、相乗効果の創出を図る。

第3 環境教育、普及啓発事業の実施

協会は、設立以来、環境教育、普及啓発に取り組んで来ており、こどもエコクラブ事業を中心に、情報やプログラムの提供、活動への助言、他のクラブ・団体との交流機会の提供などを通して、3歳から18歳までの子ども・青少年の自発的・継続的な環境保全活動・環境学習をサポートしてきた。単発のイベント等とは異なり子どもたちが継続的に環境に関わることが大きな特徴である。

令和7年度は、より多くの子どもたちに優れた環境活動・環境学習プログラムの体験を提供することを目指して、中期計画の柱である「教材・コンテンツの開発」、「企業・団体との連携・協働」をさらに進めていく。

1 こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブ事業においては、気軽に参加できる環境イベントや教材・プログラム等の情報提供や活動の支援をさらに充実させる。2,500クラブ、メンバー数10万人の規模を念頭に置いて、ウェブサイト・SNSでの発信強化、類似の活動を実践している団体や地方公共団体事業との連携等により、登録数の増加に取り組む。

なお、クラブや関係団体との連絡に当たっては、郵送、メール、FAXなど、各団体の受け取りやすい方法を取るよう配慮する。

(1) 活動数・登録数の増加

活動に役立つ情報やオリジナル教材の提供等により、事業を活用した環境活動・学習の実践を増やす。クラブの活動データや提出された活動レポートにより、活動の状況を把握していく。

クラブに登録していない実践団体に対しては登録するメリットをわかりやすくアピールして登録を促す。地方公共団体等の環境活動・環境学習推進施策の対象になっている小中学校やユネスコスクールに加え、環境活動を実践している幼稚園・保育園、児童館等に対し、クラブ加入の働きかけを行う。

(2) クラブの活動支援

登録しているクラブに対しては、LINE 等 SNS を活用した機動的な情報提供、子ども環境相談室の相談員による活動への助言や質問・相談への対応、企業等との連携・協働機会の提供などにより、活動の継続・ステップアップを支援する。具体的なテーマを設けたオンライン交流会により地域内外のクラブ間の交流を進める取組みや、テーマを設定した活動レポート投稿キャンペーンを実施する。特に、ステップアップの意欲のあるクラブや登録したばかりのクラブへの支援により積極的に活動するクラブの増加を図る。

また、令和7年度は、指導者の能力向上や世代交代に資するよう、環境問題に関する最新の情報や、活動のスキルアップやプログラム企画のノウハウ等についての研修をオンラインなどで実施する。

(3) 全国フェスティバルの開催

「全国フェスティバル」は、各地の子どもたちが頑張ってきた環境活動を発表し、その経験を全国のなかまとシェアし合う、子どもエコクラブ事業最大のイベントである。全国フェスティバルで表彰する活動を選考するための「全国エコ活コンクール」には、壁新聞・絵日記・デジタル部門を設け、NPO や企業による地域の環境活動等も対象とし幅広く募集する。

メディアにも積極的に発信し、全国フェスティバルが子どもの環境学習・環境活動をテーマにしたイベントの最たるものとして認知されることを目指す。

企業・団体に対しては、自社の事業や環境・社会への取組みをアピールする機会として、出展・協賛等を呼びかける。

2 教材・コンテンツの開発及び活用促進

これまでに蓄積した教材・コンテンツを改良・整理して提供するとともに、新たな教材の制作に取り組む。喫緊の課題である気候変動対策・脱炭素を中心に、食品ロスやプラスチックごみなど子どもたちに身近な環境問題をテーマとしてとりあげる。

令和7年度は、昨年・一昨年度に東京都で試行した「身近な樹木に親しみ木や葉っぱの役割を学ぶプログラム」、「地域の食材を使ったカレーを考えるカードゲーム」を改良し、気候変動について学ぶコンテンツとして広く展開する。

3 企業との連携・協働

国連持続可能な開発目標（SDGs）への取組みなどで環境教育に貢献したいと考える企業と連携し、教材・コンテンツの開発を行う。企業のニーズ・要望を踏まえて、既に企業が有するリソースも活用して教材を制作し、利用した子どもたちからのフィードバックとそれに基づく改善の提案というサイクルを通じて充実を図る。

また、クラブの活動状況のデータベースを活用して実践活動に関心のある企業とのマ

ッチングを行い、地域での企業とクラブの協働活動の実施を目指す。

環境への関心の高い子どもたちとつながることができ、持続可能な社会のための人材育成に貢献できるというこどもエコクラブ事業との連携の意義をアピールする資料を作成し、GPN 会員をはじめとする企業・団体への連携の働きかけを行う。関心を寄せてきた企業に対しては、その要望・ニーズに合わせた具体的な連携・協働策（教材・プログラムの制作・改良、イベントの企画・運営、コンテスト等の広報・応募促進等）を提案・実施する。

本事業への支援をいただいているパートナー会員（34 企業・団体）については、更なる連携・協働について積極的な提案を行い、支援の発展・継続を図る。

4 多様なステークホルダーとの連携

（1）地方公共団体

地方公共団体の環境教育担当者を対象に、協会の環境教育事業の説明会等を開催し、地元のこどもエコクラブとの連携や協会の教材等の活用を呼び掛ける。説明会に参加した自治体に対しては個別にフォローアップを行い、こどもエコクラブ事業を活用した具体的取組みを提案する。

また、教育委員会や小中学校に対しても、令和 3 年に文部科学省・環境省の連名で発出された通知「気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実について」も踏まえ、資料・教材の提供や人材の紹介等の本事業の活用を提案する。

（2）地域団体・NPO

地域の環境保全や、子ども会等の取組みを行う団体・NPO に対し、こどもエコクラブへの登録やクラブとの協働活動、開発した教材・プログラムの活用を呼びかける。また、それぞれが保有する資源（講師人材、教材、フィールド等）の相互利用等の協力を働き掛け、地域活動の活性化につなげる。

（3）ユース

こどもエコクラブ卒業生を中心メンバーとして平成 25 年度に結成した All Japan Youth Eco-Club や大学環境サークルの学生などのユース世代に、全国フェスティバルの運営・進行のサポートを依頼する。また、オンライン交流会や講座等でのファシリテートを依頼し、子どもたちの将来モデルとして広く発信する。

5 事業の認知度向上

ウェブサイトやメディアへのリリース、地方公共団体の環境フェア等への出展を通して、協会の活動内容や人材育成に関する成果を積極的に発信する。

パートナー会員をはじめとする企業や実践団体との連携・協働の成果については、記事配信サービスも活用し、双方で協力して広くアピールする。

全国エコ活コンクールやこどもエコクラブ全国フェスティバル等についてプレスリリースを積極的に行うとともに、各地のクラブの活動について、地方紙など地域のメディアに発信していく。

6 その他環境教育、普及啓発事業

令和 7 年度は、助成金等を活用して、こどもエコクラブ卒業生など子ども時代に環境活動を経験した世代を対象に現在のライフスタイルや仕事内容、環境配慮行動等についてデータを集め、環境活動経験の有無による環境への関心の高さや価値観の違いについて調査を行う。子どもの環境教育・学習の推進が持続可能な社会を担う人材育成につながるエビデンスとして、行政、学校関係者、ESD 関連団体、支援企業等に発信する。

その他、国、地方公共団体、企業等が行う環境教育、普及啓発事業等の委託事業について、協会の教育事業との親和性が高く相乗効果が見込めるものの積極的受託を図る。

第 4 土壌環境保全対策事業の実施

土壌汚染対策法に基づく指定支援法人として、同法の周知を行うほか、同法に基づき実施される土壌汚染対策の円滑な推進のため、以下の支援業務に取り組む。

また、令和 7 年度は、土壌汚染対策法の見直しが進められることから、法改正の動向の把握に努める。

1 助成金交付

特定有害物質による土壌汚染の対策が必要な区域として指定された要措置区域において汚染の除去等の措置を講じる者に対して助成を行う都道府県等に対し、助成金の交付を行う。

2 相談・助言等

土壌汚染状況調査、要措置区域内の土地における汚染の除去等の措置及び形質変更時要届出区域内の土地における形質変更について、照会・相談対応及び助言を行う。

また、土地所有者等向けの相談窓口において助成に係る照会・相談対応及び助言を行う。

3 普及啓発

土壌汚染の環境リスクや土壌汚染対策、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関する技術的事項について普及啓発を行う。また、土壌汚染対策基金及び支援業務について周知を図る。